

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより、トラック等による再配達を削減し、物流における温室効果ガスの削減を図ることを目的に、宅配ボックスを設置する市民に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において宅配ボックスとは、鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有し、かつ、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 宅配荷物の受取を可能とした仕様の製品であること（リース・レンタル品及び自作のものを除く。）。
- (2) この要綱の適用日以降に購入されたものであること。
- (3) 戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの購入費（附属品購入費、設置費、運搬費、工事費、消費税及び地方消費税は除く。）とし、1 世帯につき 1 台 1 回限りとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宅配ボックスを購入し、自身の住所と同一敷地内に設置した者であること。
- (2) 第 6 条の規定による申請を行った日において、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (3) 前号に該当する者で、本人及び本人と同一世帯に属する者に市税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし 1 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山梨市再配達削減推進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書など宅配ボックスの購入金額（税額が分かるもの）、購入日（購入店名、商品名）などが分かる資料の写し

- (2) 購入した宅配ボックスの設置後の状況を示す写真
- (3) 振込口座が確認できる通帳等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請期限は、宅配ボックスを購入した日の属する年度内において、市長が別に定める日とする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、山梨市再配達削減推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第9条 補助対象者は、補助事業により取得した価格又は効用の増加した価格が単価5万円を超える機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、市長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年10月1日から施行し、同年7月10日から適用する。

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定により交付決定された補助金の交付については、この告示は、同日以後も、なおその効力を有する。

(表)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

山梨市再配達削減推進事業費補助金交付申請書兼請求書

山梨市長 様

〒

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

山梨市再配達削減推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、裏面の誓約事項に同意し、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

世帯主氏名 該当するチェック欄(□)に レを記入してください。	☐ 申請者と同じ ☐ 世帯主氏名()
申請区分 該当するチェック欄(□)に レを記入してください。	☐ 戸建住宅に個人使用を目的とした宅配ボックス購入 ☐ 集合住宅に個人使用を目的とした宅配ボックス購入
※賃貸借の場合の確認事項 チェック欄(□)にレを記入し、 許可を得た方のお名前を記入し てください。	☐ 所有者、管理組合より使用に関し、許可を得ている。 所有者、管理組合名 _____ 様(組合)
補助金申請額の算出式 内訳の①補助対象額には宅配ボッ クス本体の価格、②補助対象外の 額には、附属品購入費、設置費、 運搬費、工事費、③税額には消費 税及び地方消費税相当額を記入し てください。	購 入 費 用 総 額 _____ 円 (①+②+③) 内訳 { 補 助 対 象 額 _____ 円…① 補助対象外の額 _____ 円…② 税 額 _____ 円…③ ①の額×1/2= ④ _____ 円 (100円未満切捨) ④の額が { 10,000円以上の場合は、10,000円 10,000円未満の場合は、④の額
補助金申請額 (交付請求額)	上記で算出した額 _____ 円
購入日(支払日)	年 月 日
使用開始日	年 月 日
添付書類 添付する資料のチェック欄(□) にレを記入してください。	☐ 購入に要した費用が分かる資料(領収書等) ☐ 宅配ボックスの設置後の状況が確認できる写真 ☐ 振込口座が確認できる通帳等の写し ☐ その他

(裏面へ続く)

検収年月日	担当者印
年 月 日	
(使用目的) 山梨市再配達削減推進事業費補助金	

(裏)

振込先口座

金融機関名・店名	銀行・金庫・農協	支店
口座種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

誓約事項

- (1) 申請する宅配ボックスは、補助金交付要綱に記載された要件を満たした仕様の製品です。
- (2) 宅配ボックスは申請者の責任で使用し、宅配荷物あるいは宅配ボックスそのものの盗難や苦情、トラブル等（宅配事業者との荷物の受け取りに関するケースを含む）に対し、市が責任を負わないことを同意します。
- (3) 当該補助金の交付にあたり、市長が住民基本台帳、市税等の納付状況、家屋課税台帳等必要な事項を調査することについて同意します。
- (4) 当該補助金で取得した宅配ボックスについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供さないことを誓約します。
- (5) 宅配ボックスの使用について、住居の所有者もしくは管理組合の了承を得ています。（使用場所が賃貸住宅等自己の所有する住宅ではない場合）
- (6) 当該集合住宅は、宅配事業者が個人使用を目的として購入した宅配ボックスへ宅配物を配送することが可能です。（集合住宅に個人使用を目的とした宅配ボックスを購入した場合）
- (7) 当該補助金の交付に関し、市長から必要な書類等の提出、現地調査を求められた場合は、速やかに対応します。
- (8) 上記（1）～（7）に反した場合、交付された補助金を返還します。

上記項目全てに同意のうえ、当該補助金を申請します。

申請者名 _____ (自署) _____

年 月 日

山梨市再配達削減推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書

様

山梨市長 印

年 月 日付けで申請のあった山梨市再配達削減推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定の内容

☐ 交付

交付決定額 円

☐ 不交付

不交付の理由

2 交付の条件

山梨市補助金等交付規則及び山梨市再配達削減推進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

山梨市長 様

〒
申請者 住 所

氏 名
電話番号

財産処分承認申請書

山梨市再配達削減推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類